

企 発 第 143 号

平成 17 年 10 月 11 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

8 月 10 日に貴会より公表されました公開草案に対しまして、意見を表明する機会を頂き感謝致します。

当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 会計基準31項について、「…自己株式の取得に同様の…」は「…自己株式の取得と同様の…」が良いと思われます。
2. 適用指針 8 項に関して、自己株式の取得原価と取得の対価となる財（金銭以外の財産）の帳簿価額との差額は、損益に計上するとあるが、段階利益のいずれに計上するべきか考え方を記載願いたい。
3. 適用指針 7 項、37 項について、自己株取得の対価として、他の種類株を新規に発行する場合、帳簿価格がないため取得原価はゼロとすることだが、この時取得した自己株を売却した場合、BS 表記上では、その売却額全額が自己株処分差益となり、分配可能額が増えることとなる。この一連の取引は、他の種類株による増資を受けたのと実態として同じである一方、その増資見合い額全額が、分配可能額となってしまう。この点に関しては更なる検討が必要と考える。
4. 適用指針18項で「自己株式の取得の対価と少数株主持分の減少額との差額をのれんとして処理する。」について確認ですが、全額をのれんとするという理解で良いでしょうか。自己株式の時価がとれる場合で、

少数株主持分の減少額 < 自己株式の時価 < 自己株式の取得の対価

となっている場合、

自己株式の時価 - 少数株主持分の減少額 をP/Lとして処理、
自己株式の取得の対価 - 自己株式の時価 をのれんとして処理

する等も考えられるかと思います。（無形資産のようなものへの分類をはさむことはないという理解で良いでしょうか）また、負ののれんの計上もあるという理解で良いでしょうか。

5. 子会社が保有する当該会社の自己株式に関する取り扱いについて、当適用指針では追加取得及び一部売却に準じて処理することとしており、資本取引とはしないこととしている（適用指針第 17 項、第 46 項～55 項）。現行の基準をもとにした場合、この結論は妥当と考えるが、国際的な潮流等が変化してきており、適宜見直しを行なっていただきたい。
6. 子会社が保有する当該会社の自己株式に関する取り扱いにおいて、子会社等で計上した自己株式処分差損益の取り扱いについても、明確にしていきたい。

以 上